

E i w a N e w s

電子納税について

令和4年9月
(No. 206)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、業務の多様化が進んでいます。国税の納付手続を税務署や金融機関に赴かずに行いたいという方も増えています。

そこで今回は、国税の納付手続を自宅やオフィスなどから行うことができる電子納税を中心にご紹介いたします。

[1] 電子納税とは

電子納税とは、国税の納付手続を自宅やオフィスからインターネットを経由して電子的に行う手続です。そのため税務署や金融機関に赴いて納付する必要がありません。

また、電子証明書の添付やICカードリーダーライターは不要で、e-Taxの利用可能時間内かつダイレクト納付又はインターネットバンキングが利用可能な時間であれば、税務署が閉庁となっても納税を行うことができます。

電子納税の手段は、「ダイレクト納付」と「インターネットバンキングによる納付」の2種類に大別されます。また、インターネットバンキングによる納付は「登録方式」と「入力方式」の2種類があります。

[2] ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておくことで、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して納付することができる納付手段です。

(1) 対象となる国税

納付情報登録により、すべての税目で利用が可能です。

(2) 納付手続きの手順

- ① e-Taxの利用開始届の提出 (e-Taxホームページより)
- ② ダイレクト納付利用届出書の作成・提出
- ③ 届出書の提出から約1か月後に、e-Taxソフトのメッセージボックスにて「ダイレクト納付口座の手続完了に関するお知らせ」が格納されていることの確認。
- ④ e-Taxソフト (WEB版) へログインし、納付情報の登録を行い、送信する。
- ⑤ メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」を確認し、「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のいずれかを選択し、納付を行う。

(3) 利用時の留意点

- ・現在、電子申告を行っている場合には、①は提出済みです。
- ・ダイレクト納付が利用可能な金融機関及び預貯金口座の種類は、国税庁ホームページよりご確認ください。
- ・納付書による納付と同様、振替のための手数料はかかりません。
- ・複数の振替口座を利用する場合、口座ごとにダイレクト納付利用届出書を提出する必要があります。

[3] インターネットバンキングによる納付（登録方式）

インターネットバンキングによる納付とは、納付情報等に対応する納付区分番号を使用して、納付の都度、インターネットバンキングから手続することができる納付手段です。

(1) 対象となる国税

すべての税目で利用が可能です。（ただし、後述の入力方式では、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税の納付を行うことができます。）

(2) 納付手続きの手順（登録方式）

- ① e-Tax の利用開始届の提出（e-Tax ホームページより）
- ② e-Tax ソフト（WEB版）へログインし、納付情報の登録を行い、送信する。
- ③ メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」を確認し、インターネットバンキングへ進み、納付を行う。

(3) 利用時の留意点

- ・納付書による納付と同様、振替のための手数料はかかりません。
- ・インターネットバンキングによる納付には、別途、入力方式があります。
税目番号、申告区分番号、元号コード、課税期間を組合せて「納付目的コード」を作成し、インターネットバンキングから納付することができる納付手段です。

[4] その他の納税手段

電子納税の他にクレジットカードによる納付（No. 144参照）や、QRコードを作成し、コンビニで納付という納付手段もあります。手数料が発生する、利用可能額に制限があるなどの注意が必要です。

また、地方税についてもeLTAXのPCdesk（WEB版）を使用し、国税と同様に電子納税が可能です。

納付書による納付を含め、多様な納付方法がありますので、ご都合のよろしい納付方法をご検討ください。現状、電子申告を行っている場合には、弊社事務所までご相談ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。